

大阪府立泉鳥取高等学校PTA規約

第1章 本規約

(名称)

第1条 本会は、大阪府立泉鳥取高等学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により、学校と家庭及び地域社会との連携を密にし、本校の教育活動に関して理解を深め、生徒の健全な成長を図ることを目的とし、以下の活動を行う。

- (1) 生徒の教育の充実並びに健康及び福祉の増進を図る。
- (2) 会員研修の充実及び会員相互の親睦を図る。
- (3) その他、必要な活動を行う。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、本校の教育活動を本旨とする自主的な社会教育集団として活動し、他のいかなる団体の支配、干渉を受けず、また、学校運営には一切干渉しない。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び学校に勤務する教職員とする。

(会計)

第5条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。会費は会員一人につき年額3,600円とし、特別の事情のある場合は減額又は免除することができる。年度の途中雇用の場合は会費を免除する。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員)

第6条 本会に以下の役員をおき、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名 保護者とする。
- (2) 副会長 3名 保護者とする。
- (3) 書記 2名 保護者1名、教職員1名とする。
- (4) 会計 2名 保護者1名、教職員1名とする。

(役員を選出)

第7条 役員は、指名委員会において指名し、総会において決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 書記は本会の活動状況を記録し、各種会合を通知する。
- (4) 会計は会計事務を処理し、総会に会計報告をする。

(会計監査)

第9条 本会に会計監査2名をおく。任期は1年とし再任を妨げない。

2 会計監査は会計の執行状況を監査し、総会に監査結果を報告する。

3 会計監査は役員会に出席し、意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(学年委員長)

第10条 本会の各学年に1名ずつ学年委員長をおく。任期は1年とし再任を妨げない。

2 学年委員長は各学年会員相互の連携を図り、会務に参加する。

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会員総数の10分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、その議決は当日出席者の過半数の同意を必要とする。

3 総会の議事は以下のとおりとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 前年度事業の報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び予算の審議
- (4) その他重要事項の審議

(役員会)

第12条 役員会は役員、学年委員長、専門委員長、校長、教頭、首席、及び事務長をもって構成し、本会全般の企画運営の任に当たる。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、本会の目的を達成するための委員会であり、総会及び役員会の議決事項並びに緊急事項を審議する。

2 実行委員会は、会計監査、学年委員長、専門委員長、専門副委員長、校長、教頭、首席、事務長及びPTA担当教職員で構成され、会長はこれを招集開催することができる。

3 実行委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、臨時実行委員会は必要に応じ随時開催することができる。

4 実行委員会は、補正予算を審議し、決定する。

5 実行委員会は、第5条における特別の事情について減額または免除について審議し、決定する。

(専門委員会)

第14条 本会の専門委員会は、以下のとおりとする。

- (1) 企画委員会
- (2) 生活指導委員会
- (3) 進路指導委員会
- (4) 保健委員会
- (5) 広報委員会

2 専門委員会には、それぞれ委員長、副委員長をおくものとする。

3 学校は、各専門委員会に担当教職員を配するものとする。

(学級委員)

第15条 各学級に、保護者の互選又は教職員の推薦によって選ばれた学級委員を、2名以上おく。

2 学級委員は、いずれかの専門委員会に入るものとする。

(規約改正)

第16条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第2章 細 則

(役員を選出)

第1条 役員、会計監査、学年代表、専門委員長及び専門副委員長の候補者を定めるため、指名委員会を設ける。

第2条 指名委員会は第3学年の実行委員会、校長、教頭及び首席で構成し、第3学年の学年委員長を指名委員会委員長とする。

第3条 役員は、指名委員会が候補者の承認を得た上で指名し、実行委員会、総会の承認を得て決定する。なお、指名委員会はその任務を終了したときに解散する。

第3章 補 則

第1条 最終年度において、役員、実行委員会委員、学級委員会委員であった会員は、任務引継期間として退会后1年間に限り、一部のPTA主催行事に参加することができる。参加できる行事等は、当該年度の実行委員会で審議、決定する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成14年5月10日から施行する。
- 2 この規約は、一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、補則を追加し、平成20年10月25日から施行する。
- 4 この規約は、一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。

大阪府立泉鳥取高等学校PTA慶弔規定

第1条 会員及び生徒が死亡した場合は、以下のとおりおくる。

香料、供花等 30,000円程度

附 則

(施行期日等)

- 1 この規定は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、一部を改正し、昭和58年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、一部を改正し、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、一部を改正し、平成18年5月19日から施行する。
- 5 この規定は、一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。